

# 広島市

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。

広島市では、平成30年度に「協議の場」を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議を行ってきた。退院後支援に関するガイドラインの作成やピアサポーターの養成などを行い、現在は区単位の「話し合いの場」設置を目指している。さらには、医療・保健・福祉関係者の顔の見える関係づくり・連携強化に関する取組を行いながら、システム構築を進めていきたい。

1 県又は政令市の基礎情報

広島市



取組内容

- 平成30年度から、保健・福祉・医療関係者・学識経験者・通報関係者・障害者団体から構成される協議の場を設置
- 措置入院者の退院後支援実施のための体制整備
- 地域活動支援センターⅠ型による「ピアサポートの活用に係る事業」実施のための体制整備
- ピアサポーターの養成

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R4年4月時点）		1	か所
市町村数（R4年4月時点）		1	市町村
人口（R4年4月時点）		1,186,738	人
精神科病院の数（R3年6月時点）		13	病院
精神科病床数（R3年6月時点）		2,502	床
入院精神障害者数 （R3年6月時点）	合計	2,496	人
	3か月未満（％：構成割合）	577	人
		23.1	％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	417	人
		16.7	％
1年以上（％：構成割合）		1,502	人
		60.2	％
	うち65歳未満	546	人
	うち65歳以上	956	人
退院率（R3年6月時点）	入院後3か月時点	67.0	％
	入院後6か月時点	87.0	％
	入院後1年時点	92.0	％
相談支援事業所数 （R4年6月時点）	基幹相談支援センター数	8	か所
	一般相談支援事業所数	24	か所
	特定相談支援事業所数	73	か所
保健所数（R4年4月時点）		1（保健センター8か所）	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R3年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	3	回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有・無	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R4年4月時点）	都道府県	有・無	1
	障害保健福祉圏域	有・無	/
	市町村	有・無	1 / 1
			か所/市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### 広島市障害者自立支援協議会

精神障害者地域支援部会は、自立支援協議会の専門部会に位置づけられている。

取組状況の報告  
課題提起 等

### 精神障害者地域支援部会 (協議の場)

目的: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資するよう地域アセスメントの結果を共有し、具体的な目標を設定する。

構成員: 学識経験者、福祉関係者(社会福祉士・精神保健福祉士)、保健・医療関係者(精神科病院協会、看護協会)、障害者関係団体(家族会)、相談支援事業者、精神科救急医療施設、通報関係者(警察、保護観察所)

事務局: 精神保健福祉課、精神保健福祉センター

主な協議事項:

- 地域移行・定着に係る事項
- 区「話し合いの場」との連携・課題の共有に係る事項
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」「正しい知識」の普及啓発に係る事項

- 精神保健福祉分野の課題等は精神障害者地域支援部会へ報告し、障害の種別に関わらない地域課題であれば、各区広島市障害者自立支援協議会地域部会等へ報告し、課題解決を図る。
- 精神障害者地域支援部会での対応が困難な課題については、広島市障害者自立支援協議会へ課題提起し、解決を図る。

### 区「話し合いの場」

目的: 地域課題の共有・個別課題を通じたネットワークの形成を図り、区ごとに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築・展開を検討する。

コアメンバー: 区保健センター(精神保健福祉相談員)  
障害者基幹相談支援センター  
委託相談支援事業所  
地域活動支援センター I 型

構成員: ○●○○等(区の実情に応じて増減可)

主な協議事項:

- 区の地域分析と課題の抽出
- 困難事例など個別事例を通じた地域課題の明確化
- 精神障害に関する正しい知識の普及啓発
- 区内病院と地域保健福祉支援者との連携強化
- 支援者間の顔の見える関係、ネットワークの形成
- 相談できる場所の周知徹底

市の方針・目標等の説明  
協議事項の情報共有 等

連携・課題の共有

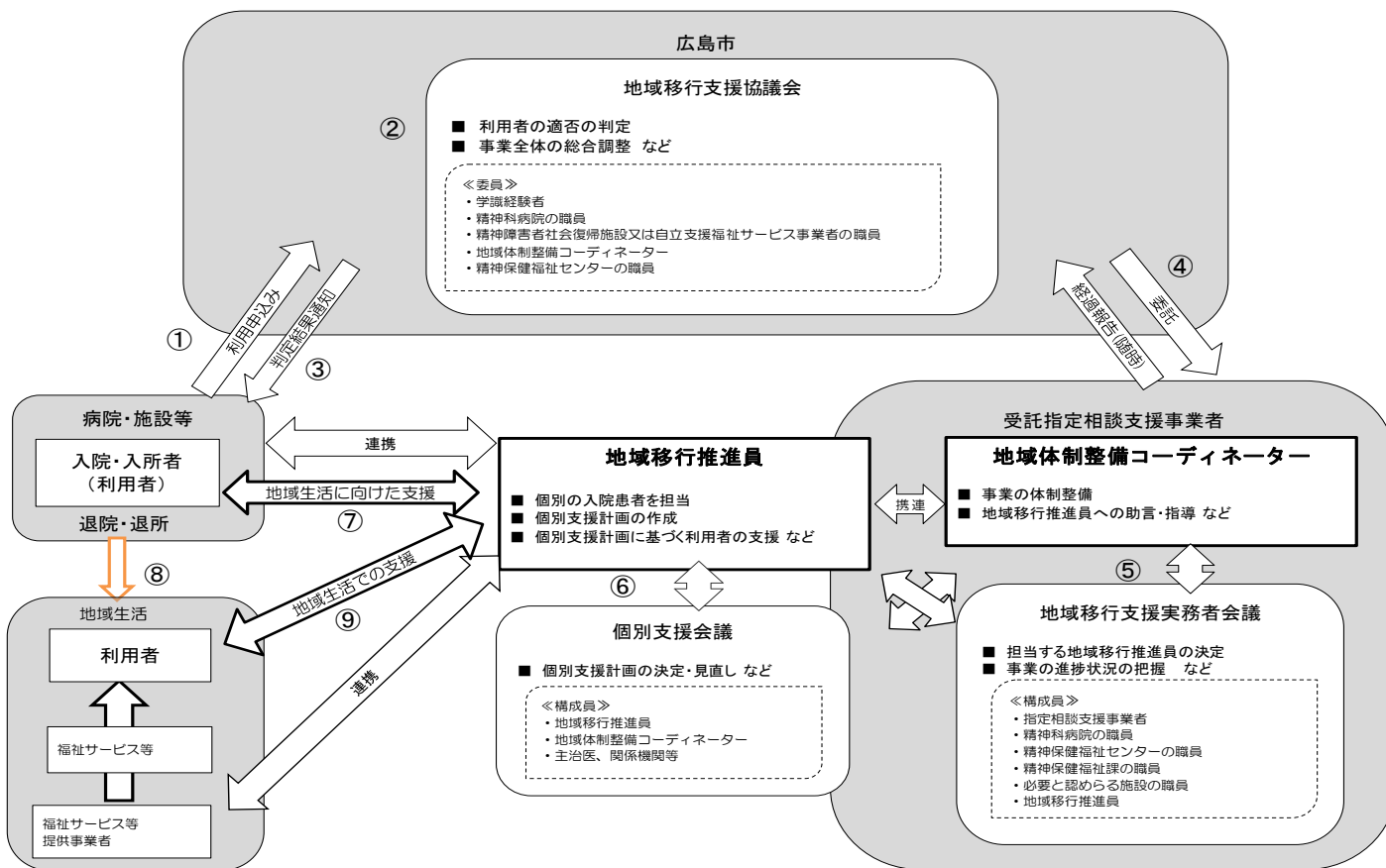
取組状況の報告  
市対応となる課題の提案 等

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

## 広島市精神障害者地域移行支援事業（平成21年度～平成24年度）

（障害者自立支援特別対策事業：広島県からの委託事業）

【目的】 精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、地域の受入条件が整えば、退院可能な者に対して、病院等と連携し、地域生活への移行に向けた支援を推進する。



## 本事業の成果

- ◆ 地域移行支援協議会の開催 (年4回)
- ◆ 地域移行支援実務者会議の開催 (月1回)
- ◆ 個別支援会議の開催 (対象者1人あたり1～2回)
- ◆ H21～H23年度の対象者 8人  
退院後の処遇 グループホーム 2人  
アパート 3人  
自宅 1人  
中断 2人

## 課題

- H24に地域移行支援・地域定着支援が個別給付化されたことに伴い、左記事業を廃止
- その後、障害福祉サービス事業者との連携のしくみが構築されていない

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

#### 【平成30年度】

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築における協議の場（障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会）の設置
- ・精神障害者の退院後支援に関するガイドラインを作成し、同意が得られた方への個別支援を開始。

#### 【平成31年度】

- ・障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会を開催（2回/年）
- ・退院後支援の実施状況の現状分析及び課題の抽出を行い、ガイドラインを改定。

#### 【令和2年度】

- ・障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会を開催（1回/年）
- ・精神障害者ピアサポーター養成活用事業を開始。

#### 【令和3年度】

- ・障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会を開催（2回/年）
- ・地域課題を確認し、システム構築に向けて行うべき事項や取組目標を協議。
- ・区単位の「話し合いの場」に関して、設置状況や取組内容を共有。

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

### <令和3年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R3年度当初)	実績値 (R3年度末)	具体的な成果・効果
①保健・医療・福祉関係者による協議の場(障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会)の開催	2回	2回	平成30年度に設置した協議の場の中で、退院後支援やピアサポーター、普及啓発等に関する協議を行ってきた。令和2年度から、今一度地域の課題を確認し、システム構築に必要なことや、具体的な取組目標等の協議を進めている。
②措置入院者の退院後の医療等の継続	—	—	退院後支援に関するガイドラインを作成し、継続した支援を実施している。平成31年度にガイドラインを改定。徐々に支援に対する同意率が上昇している。
③ピアサポーターの活用に係る事業	ピアサポーターを養成	3名のピアサポーターを養成	令和3年度は新たに3名のピアサポーターを養成。前年度に養成し活動中のサポーターと訓練を行いながら、令和4年度に活動を行う予定。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 1 広島市精神障害者地域移行支援事業(H21~H24)で培ったノウハウを持った精神科病院及び地域活動支援センター I 型等が地域に存在する。
- 2 各区に障害者自立支援協議会地域支援部会があり、障害福祉に関する関係者が集まる場がある。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
本市のシステムの目標や目的が明確となっていないため、具体的な方針が決まらず、強みを生かすことができていない。	コアメンバー会議を設置し、「協議の場」での意見を取りまとめ、目標や目的を明確にしていく。また、具体的な取組目標を設定し、実践する。	行政	障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会での協議等
		医療	同上
		福祉	同上
		その他関係機関・住民等	同上
市内の各区(8区)保健センターを中心とした事業展開の在り方を検討しているが、本市の方向性が定まらないため、各区での体制整備も困難となっている。	システムの目標・目的を明確にするとともに、各区の「話し合いの場」設置・運営に関する方針を示す。	行政	障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会での協議等
		医療	同上
		福祉	同上
		その他関係機関・住民等	同上

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和4年度末)	見込んでいる成果・効果
①具体的な取組目標の設定と実践	未設定	設定	具体的な取組目標を共有し、年度内に実践・評価を行うことで、システム構築に向けた具体的な取組を経年的に行うことができるようになる。
②各区の「話し合いの場」の構築	4	6	区ごとに課題の抽出や関係者同士のネットワークが強化され、地域の実情に応じたシステム作りが可能となる。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R4年4月 ～R5年3月	コアメンバー会議を開催 (定期的に開催)	「協議の場」における意見をまとめ、具体的な取組目標の設定や、取組を実践していく。
R4年8月 R5年1月	障害者自立支援協議会 精神障害者地域支援部 会を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの方針、令和4年度の取組についての協議。</li> <li>・各区「話し合いの場」設置・運営に関する協議。</li> <li>・取組内容についての評価、令和5年度取組目標の協議。</li> </ul>
R4年4月 ～R5年3月	ピアサポーター活用に係 る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポーター活用に関する協議と活用。</li> </ul>
R4年4月 ～R5年3月	区毎の「話し合いの場」 の設置等に向けた協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区毎で「話し合いの場」設置・運営に関する関係団体との協議。</li> </ul>